

○上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱

令和3年5月28日告示第58号

改正

令和8年3月16日告示第15号

上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱

上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（平成16年上天草市告示第89号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、上天草市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者について必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）及び入札参加者資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加者資格の認定及び格付等）

第2条 入札参加者資格は、別に定める競争入札参加者資格審査申請要領に基づく資格審査の申請をした者で、次の各号のいずれにも該当するものに対し、上天草市工事入札参加者資格審査会設置規程（平成16年上天草市告示第90号）に基づく上天草市工事入札参加者資格審査会の審査を経て、法別表第1に規定する建設工事の種類ごとに認定するものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者
- （2） 法第2条第3項に規定する建設業者
- （3） 法第27条の23の規定により経営に関する客観的事項の審査を受けている者

2 別表に掲げる建設工事について資格審査の申請をした上天草市内に主たる営業所又は契約権限を委任された営業所を有する者については、入札参加者資格の認定に併せて、次に掲げる事項について別に定める基準により審査の上、別表に掲げる等級に格付するものとする。

- （1） 等級区分の資格要件
- （2） 経営事項（法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果をいう。以下同じ。）
- （3） 次に掲げる技術事項等
 - ア 主として請け負う建設工事の種類別工事成績
 - イ 信用の度合
 - ウ 社会的貢献度

エ その他市長が必要と認める事項

(入札参加者資格の認定除外)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後2年間入札参加者資格を認定しないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 法の規定に違反した者
- (8) 上天草市との請負契約に関し不誠実な行為をした者
- (9) 営業の実態がないと認められる者
- (10) 国税及び地方税の納税義務を怠っている者
- (11) 労賃の不払若しくは支払の遅延のある者又は労災保険料の納付を怠っている者
- (12) 工事検査員が重要と認めて発した上天草市工事検査規程事務取扱要領（平成21年上天草市訓令第6号）第9条の規定による工事手直し命令を同一年度内に3回以上受けている者
- (13) 入札、工事執行等について正当な理由がなく他人に暴力又は威圧を加えて目的を果たそうとする行為のあった者
- (14) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札参加者資格の有効期間)

第4条 資格審査は、2年に1回定期に行うこととし、入札参加者資格の有効期間は、次期の定期の資格審査の結果の適用日の前日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、定期の資格審査以外の資格審査を行うことができるものとし、この場合の有効期間は、次期の定期の資格審査の結果の適用日の前日までとする。

(資格審査の結果の修正等)

第5条 入札参加者資格の認定の後に、経営事項に変更があったとき、又は資格審査の申請をした者の営業形態に著しい変更があったときは、資格審査の結果の修正又は取消しを行うことができるものとする。

(資格審査の結果の通知)

第6条 市長は、資格審査を行ったときは、資格審査の申請を行った者に対して、当該資格審査の結果を通知するものとする。

(有資格者名簿)

第7条 市長は、入札参加者資格を有する者の名簿を作成し、これを閲覧に供するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
(令和7年度における入札参加者の格付の特例)
- 2 令和7年度に発生した災害の復旧に係る建設工事のうち土木一式工事における別表の規定の適用については、同表土木一式工事の部Aの項中「2,000万円」とあるのは「3,000万円」と、同部Bの項中「500万円以上2,000万円未満」とあるのは「1,000万円以上3,000万円未満」と、同部Cの項中「500万円」とあるのは「1,000万円」とする。

附 則 (令和8年3月16日告示第15号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

工事種類規模別等級表

工事の種類	等級	工事の規模類
土木一式工事	A	2,000万円以上
	B	500万円以上2,000万円未満
	C	500万円未満
建築一式工事	A	3,000万円以上
	B	500万円以上3,000万円未満
	C	500万円未満
舗装工事	A	500万円以上

	B	500万円未満
電気工事	A	300万円以上
	B	300万円未満
管工事	A	300万円以上
	B	300万円未満
水道施設工事	A	300万円以上
	B	300万円未満